

平成 24 年 3 月 14 日

国際 MRA 対応 JCSS 認定事業者 各位
国際 MRA 対応 JNLA 認定試験事業者 各位
ASNITE 認定校正事業者、認定試験事業者、
認定標準物質生産者 各位

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター

技能試験参加計画に関する ILAC 方針への対応について

ILAC-MRA 署名認定機関である NITE 認定センター (IAJapan) は、2010 年 11 月に改正された「技能試験活動への参加に関する ILAC 方針 (ILAC P9:11/2010 ILAC Policy for Participation in Proficiency Testing Activities)」に対する適合性を確保するため、平成 23 年 8 月に「IAJapan 技能試験に関する方針 (URP24)」を制定いたしました。

IAJapan 技能試験に関する方針 (URP24) では、認定された校正事業者、試験事業者及び標準物質生産者が、技能試験参加計画を作成することを要求しております。

認定センターでは、登録更新審査又は定期検査 (全項目検査) において、認定事業者が作成した技能試験参加計画の適切性を確認いたしますが、平成 24 年 4 月以降の審査・検査では、次のとおり取り扱うことといたします。

なお、技能試験参加計画については、別途公開しているパワーポイント資料 (スライド 15~19 及びスライド 46~50) を御確認ください。

【平成 24 年度 (平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月まで) における審査・検査】

- ◆ 「技能試験参加計画の有無とその適切性」を確認した結果、
- ① “技能試験又は測定監査への参加の表明” が品質マニュアルで全く記述されておらず、技能試験参加計画 (記録) も作成されていない場合には、URP24 6.1 及び ISO/IEC 17025 5.9.1 b) 項を適用して不適合事項といたします。
 - ② “技能試験又は測定監査への参加の表明” が、何らかの形で品質マニュアルに記述されているが、技能試験参加計画とみならずには記述の内容が十分でない場合には、URP24 6.1 及び ISO/IEC 17025 5.9.1 b) 項を適用して懸念事項といたします。

【平成 25 年度 (平成 25 年 4 月) 以降の審査・検査】

- ◆ 技能試験参加計画を作成可能であるにも拘わらず作成していない場合や、技能試験参加計画の内容が IAJapan 技能試験に関する方針 (URP24) に適合していない場合には、URP24 6.1 及び ISO/IEC 17025 5.9.1 b) 項を適用して不適合事項といたします。

以 上